

伊達市パブリック・コメント制度実施結果報告書

整理番号	№21 - 3		
案件名	伊達市協働のまちづくり指針(案)		
公表日	平成22年 3月 1日(月)		
募集期間	平成22年3月1日(月)～平成22年3月15日(月)		
担当部・課名	市民生活部市民協働推進課		
実施結果	提出方法	提出者数	意見数
	持参		
	郵便		
	ファクシミリ	2	4
	電子メール		

■ 提出された意見とそれに対する市の考え方

No	項目等	提出された意見等の概要	市の考え方	計画等への対応
1	協働の原則とルール	P5・2(1) の「自己責任」とはどういう場合を想定しているのか。 また、(2) の各種委員会や審議会委員に公募制を取り入れることが、どうして協働の意識を高め発展させることになるのか。理論の飛躍があってわかりにくい。これらのことは重要必須だと思うのでもう少し詳しく説明した方がよいのではないのでしょうか。	○P5・2(1) の「自己責任」について 協働は、共通の目的をもって、お互いの知恵を出し合いながら、問題の解決や事業の企画・実施に取り組むことです。協働で取り組む場合には、協議決定された内容に対しての責任は行政と市民の両者にあります。したがって、協働の原則の中に各々に責任があるという意味で「自己責任」という文言が明示されています。 ○(2) の各種委員会や審議会委員に公募制について P5(2) とP6(2) は非常に関連しています。「企画立案から実施、評価までかわること」に示したように、協働を進めるためには、市民が積極的に事業の企画立案の段階から実施、評価までかわること、つまり自発的に「参画」をすることが大切です。そのことによって展開された事業が、更なる市民の「参画」への動機付けの再生産を生みます。その循環が市民の意識を高めることとなります。 したがって、企画立案から実施、評価に市民が参画するために、各種委員会や審議会等の委員に、公募制を取り入れることが必要としたものです。	
2	協働の窓口	何かの市民協働事業に参加してみたいと考える人は少なからずいると思いますが、このような人が気軽に相談できる所があるとよいと思います。P6(4) 協働の窓口の項に誰でも気軽に相談できる窓口を設置できる窓口を設置するよう明記したらどうでしょうか。	協働の窓口は、P6(4) 協働の窓口に記載されているとおり、協働の担当課としての市民協働推進課です。しかし、具体的な協働の取り組みの実践は、ありとあらゆる事業と関係する可能性を秘めており、そのことを考えたときに、どの部署のどの課、どの係でも気軽に相談できる窓口になりえる体制づくりが必要であり、それを推進してまいります。 また、市民活動に関しての相談窓口としてP9(1) の市民活動支援センターの設置も検討しています。	
3	担い手を育む	一般市民にとっては、市民協働についての認識は、まだまだ低いのが現状です。市民に対し協働の必要性、重要性を認識してもらうための啓蒙活動を積極的に行うことが重要ではないでしょうか。P8(3) 担い手を育むはこれと関連して思いますが、ここはもう少し行政が主導して行うことを明記した方がよいのではないのでしょうか。	協働のまちづくりは、市民と行政が対等なパートナーとして役割分担を行うものであり、まちづくりの基本となる人材育成についても、行政主導ではなく、市民と行政が協働で行えるような環境をつくっていく必要があります。 具体的な方策については、P9に示している「まちづくり委員会(仮称)」を設置して、市民と「協働」で検討してまいります。	
4	有資源の活用でバイオテクノロジーを考える	当市は、くだものの生産や、しいたけの生産等、木に関することが多く、処理に困っている。 春には、剪定による枝木や古木が発生します。しいたけの原木による枝木や使用済みの原木も発生しています。各事業者(生産者)は人不足で処理に困っています。 この課題を協働事業として解決できないか。	伊達市協働のまちづくり指針は、協働を進めるための基本理念を示すものです。 具体的な事業について記述するものではありません。 意見のあった課題については、今後の施策の参考とさせていただきます。	